

平成27年2月10日
事務連絡

「すまい給付金申請サポート」へのご協力をお願い

国土交通省住宅生産課

平素より住宅行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

「すまい給付金」については、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担増を緩和するため、最大30万円（8%時）の現金を給付するものであり、昨年4月1日より申請の受付を行っているところですが、未だ申請を行っていない方が一定数おられると考えられます。

そこで、事務局において直接申請のサポートを行うため、「すまい給付金申請サポート（別紙1のフロー図参照）」を行うことといたしました。つきましては、住宅事業者のみなさまにおかれましては、別紙2の葉書を引き渡し後の住宅取得者様に郵送又は点検等の機会に直接お渡しいただきますよう、ご協力をお願いします。なお、必要な葉書の枚数は別紙3により事務局に請求ください。

○葉書を郵送又はお渡しいただく時期の目安

引き渡しから概ね3ヶ月後を目安としますが、定期点検等のタイミングにあわせてお渡しいただいても構いません。なお、最初は昨年4月～11月の引き渡し物件を対象とし、その後は一月ごとに実施していただきますようお願いいたします。（5%での引き渡し物件は対象外です。）

- ・平成27年2月送付：平成26年4月～11月引き渡し分
- ・平成27年3月送付：平成26年12月引き渡し分
- ・平成27年4月送付：平成27年1月引き渡し分
（以下、毎月、引渡しから概ね3ヶ月後に送付。）

○問い合わせ先

- ・別紙内容について：すまい給付金事務局 0570-064-186
- ・全般について：住宅局住宅生産課 原口 03-5253-8111（内線 39-448）